#### 第3節 前保存管理計画の概要

昭和52年4月12日に国の史跡として指定され、国庫補助事業として、『国指定史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画』を策定することとなったが、文化庁との数度の協議と、それに先立ち町が独自に設置していた勝山館復元専門員の進言を得て、館跡の歴史的解明と資料の蒐集、整備のための基本構想の樹立、地域の環境整備構想の3部門に分担し、策定することとなった。

歴史部門は佐々木潤之介氏(一橋大学教授-当時、以下同じ)、永井秀夫氏(北海道大学教授)、榎森進氏(松前町史編纂室長)を充て、整備基本構想は永田富智氏(松前町教育委員会文化財課長)、環境整備部門は足達富士夫氏(北海道大学教授)にその執筆を委嘱した。

その結果、歴史部門では、各時代に応じて上ノ国の館の機能や役割に幾つかの画期があるとし、館の成立順序を花沢館→洲崎館→勝山館とする推定も成り立ちうるが、三つの館址の発掘調査の結果を待つべしとした。これを受けて策定した「整備に関する基本構想」は、指定地の土地買上、発掘調査、環境整備等に要する期間を昭和53年から10ヶ年と定め、一方、環境整備では、史実に基づく復元以外行わず、復元は必要最小限とし「歴史の表現」を重視し、現状を尊重するという先駆的な構想を打ち出し、今後の調査と整備の指針を掲げたのである。

今回策定することとなる「史跡上之国館跡 花沢館跡 洲崎館跡 勝山館跡』にかかる保存管理計画は、昭和52年度策定の『史跡上之国勝山館跡・花沢館跡 保存管理計画』の「基本構想」及び「実施方針」を基本的に踏襲するものであるので、以下に掲出する。

## 史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画基本構想

北海道桧山郡上ノ国町字勝山に所在する史跡上之国勝山館跡・花沢館跡は、渡島半島西部に所在する中世の代表的館(道指定史跡昭和34年9月5日)となっていたが、昭和52年4月12日(告示第60号)国指定史跡に指定された。この史跡は、多年にわたって町民によって護られてきたが、町民の精神的な拠りどころであるばかりではなく、史跡という貴重な文化遺産であり、将来保存の万全を期するため、国費および道費の補助を受けて国指定史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存整備事業を実施し、史跡の保存管理、文化財としての活用、さらに町内に所在する中世遺構等を併せ、将来は上ノ国中世史跡公園化の構想等を配慮しながら、下記の事業を推進する。

記

- 1. 事業実施主体 上ノ国町
- 2. 事業実施期間 昭和54年度より昭和63年度までの10か年とする。
- 3. 計画の実施方針 別紙による。
- 4. 現状変更
  - (1) 指定地内に住宅、倉庫、工作物等の建築は原則として認めない。
  - (2) 指定地内の伐木・植林等は自然の荒廃を来さない程度において認める。
  - (3) 字勝山の指定地以外の台地上は、道立自然公園特別地域として指定を促進し、売店・広告等の規制をはかるようにする。
- 5. 実施する主なる事業
  - (1) 民有地、宗教法人所有の土地の買収
  - (2) 館遺構および周辺の発掘および調査
  - (3) 修復および環境整備
  - (4) 史跡の保存と文化財の管理
- 6. 史跡指定地外地域の環境整備
  - (1) 夷王山および墳墓群(道指定史跡、昭和41年7月7日指定)については、前記指定地との関連、 その史的価値を明瞭にするため、発掘調査等を実施する必要がある。
  - (2) 町内に点在する比石館、洲崎館および上國寺(道指定有形文化財、昭和32年4月29日指定)等の中世遺構も調査の結果国指定史跡等の指定推進をはかり、さらに全町の歴史を網羅する"上ノ国中世史跡公園"を策定するよう配慮する必要がある。

## 史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画実施方針

#### 1. 計画の趣旨

上之国とは中世渡島半島西部の和人居住地を広義とし、さらに現本町地域を狭義とする地方を指した呼び名である。この本町には勝山館、花沢館、洲崎館、比石館など多くの中世(室町時代)の館跡が残されている。とくに勝山、花沢の両館は遺構の保存状態及びその規模構造の雄大さなどから、貴重な歴史遺産として昭和52年4月12日(告示第60号)によって国指定史跡に指定された。

この両館の所在する字勝山の台地は永く町民の手によって保護されて来たが、指定地域の土地の多くは民有地で、現在まで遺構をそこねることなく、よく保存されているが、ひとたび開発が進んだ場合、貴重な館遺構の荒廃につながる恐れがある。この史跡を保護し、さらに整備を図り、その教育的利用を進めるため"史跡上之国勝山館跡・花沢館跡保存管理計画"を策定したが、これにもとづく実施方針を下記のとおり樹立する。

## 2. 計画の概要

(1) 指定地の買収

指定地域内民有地を主体とし、勝山、花沢の両館の台上地域を主、側面崖地を従として進める。

(2) 館遺構および周辺の発掘および調査

勝山・花沢両館の構造及び機能・規模等を解明するため主要部分の発掘および調査を行う。その際はこれと関連をもつと思われる東王山墳墓群等についても調査を行う。しかし、史跡の重要部分は地下遺構であるので、この破壊とならないよう十分の配慮をする。

(3) 修復および環境整備

修復及び環境整備の内容は、後項の環境整備計画によって実施する。

- (4) 指定史跡の保存と文化財の管理
  - ① 勝山、花沢両館整備後の保存管理は上ノ国町が行う。
  - ② 上ノ国町内に点在する中世遺構である比石館、洲崎館、夷王山墳墓群、上国寺等については調査結果に基づき国又は道の指定促進に努める。
  - ③ これら中世遺構を主体とし、町内文化財を包含する"上ノ国中世史跡公園"の実現に努力する。
  - ④ 勝山、花沢両館の発掘調査および周辺調査によって得た史料を保存し、さらに町内の文化遺産を収蔵するため "上ノ国中世資料館(仮称)"を新設し、町民の文化財保護思想昂揚の場とし、さらに、これを広く一般の利用の便に供する。
- 3. 計画実施の期間

昭和53年度中に実施計画を策定し、これを基本として、昭和54年度より昭和63年度まで10ヶ年間でこれを実施する。

4. 事業実施の順序

事業の実施は実施計画によるが、おおむね次の順序で実施する。

- ① 土地買収
- ② 発掘等調査
- ③ 環境整備
- ④ 施設設備の整備
- 5. 環境整備

環境整備は別紙"勝山・花沢両館を含む史跡地域整備構想"にしたがって実施する。

6. 事業費

約5億円を予定する。

- 7. その他
  - (1) 勝山館と花沢館を経て結ぶ道路、および花沢館への取り付け道路、遊歩道については地元においてさらに検討する。
  - (2) 発掘等調査は上ノ国町教育委員会がこれに当る。
  - (3) 上ノ国中世資料館設置の場所および展示内容については、別に専門委員会を設けて検討する。

## 史跡勝山・花沢両館を含む史跡地域整備構想

#### I. 基本方針

#### 1. 遺跡整備の方針

- 1-1 この地域では、墳墓群などの地下遺構が史跡の重要な部分を占めている。整備事業全体が調査と並行して進められなければならないが、とくに、遺構の整備や道路、利便施設等の建設の際には、前もって、十分な調査を行うことが必要である。
- 1-2 史実を尊重し、想像にもとづく不正確な復原は行わない。
- 1-3 過去の再現すなわち復原は、史料があきらかな場合でも、必要最小限にとどめ、「歴史の表現」を重視し、そのために現状を尊重する。

# 2. 広域的整備

- 2-1 整備は、史跡指定地のみに限るべきでなく、一つの景観として広範囲にとらえる。指定地周辺では、国道228号と夷王山の裏手から八幡牧野を通って天ノ川方面へぬける道路でかこまれる丘陵が景観的にも一つのまとまりをもっており、このまとまり全体を整備対象と考える。
- 2-2 上記丘陵以外にも、洲崎館、上國寺をはじめ、数多くの史跡、伝説地が点在している。これらの史跡、伝説地やその周辺の整備、また全体をつなぐ見学コースの設定をあわせて考える。
- 2-3 これからの史跡をとりまく集落、とくに勝山集落の雰囲気もまた重要である。家なみは特別に昔風の外観を心がける必要はないが、丘陵ぞいの集落については、新築の際あまり奇をてらわぬ、ごく普通の外観の家なみをつくっていくよう、助言や指導が行われることが望ましい。
- 2-4 このように大規模な一つの公園的施設がつくられると、施設自身の維持管理、周辺環境の整備、関連施設の計画(道路計画、資料館の配置等)に関連して、都市計画的手段にたよる必要の生じることが考えられる。(風致地区や、一部での建築規制等)そのために、都市計画の策定についても準備を進める必要がある。

#### 3. 関連施設の整備

- 3-1 一般にこの種の地形のみに痕跡をのこした遺跡や地下遺構などは、その価値を知るためには、 歴史知識と想像力とが必要であるが、一般の見学者すべてにそれを期待するのは無理であり、 歴史や遺構の全体について、予備知識を与える必要がある。また、調査研究の推進、出土品や 歴史資料の保護、展示のための施設も必要である。このための施設として、歴史資料館を設ける。
- 3-2 区域内に、休憩所、便所など、必要最小限の利便施設を設ける。
- 3-3 史跡整備に関連して、休憩施設の設置を考慮する。なお、これらの施設は、いずれも、雰囲気をこわさぬよう、位置、建物デザイン、周辺の環境整備に十分の考慮を払わなければならない。
- 3-4 資料館、休憩施設等は、市街地形成の核になるべき施設で、その位置は、町の将来像を考慮した都市計画の中で考えなければならない。とくに資料館は、町の主要な文化施設として町民の利用の便を考慮することが必要である。具体的には、たとえば、勝山集落と国道228号線に隣接する空地、または勝山集落と駅との中間附近などが考えられよう。なお、資料館は、公民館、図書館などの機能と一体となった総合文化施設の一部として構想するのがよい。
- 3-5 道路、資料館、利便施設等では、できるだけ歴史的なものを転用、活用することを考える。古い民家の資料館としての利用、伝説的な湧き水(カドコの水)の水呑み場としての活用等である。但し、遺構やその雰囲気自体を損なうことがないよう、十分な配慮が必要である。

## Ⅱ. 各部の整備方針

## 1. 段階的規制による環境整備

広域的整備は、歴史的景観という点からみても、当然、重要さも性格もことなるさまざまの要素を含むので、一律の規制で整備をすすめることはできない。事業によるもの、強い規制によるもの、ゆるい規制によるもの、助言・指導によるもの等、対象の性格と重要さに応じてさまざまの整備手段を講じることが必要である。

ここでは、修景計画区域、緑地保存区域、景観保全区域の3種の区域を設けて、歴史的環境の整備をはかる。

1-1 修景計画区域(史跡指定地)

史跡指定地を対象とし、保存計画にもとづいて、「事業」によって整備をはかる。整備事業終

了後は、完全な凍結的保存を原則とし、必要な現状変更も、すべて計画にもとづいて行う。対象は、勝山・花沢両館、墳墓群、華の沢の土塁跡、その他調査によって明らかにされる重要遺跡である。なおこの区域は公有化を原則とする。

#### ① 館

- i) 主要部分(建物基礎部分等) は、事前に発掘調査を行う。
- ii) 石積遺構、空塹等は、調査の上復元する。
- iii) 館を構成する台地は、張芝、土壇で遺構を表現する。
- iv) 勝山館華の沢の土塁(伝侍屋敷といわれているもの)は、調査の上張芝で整備する。復元 可能ならば、形の復元を考慮する。現在のものより大規模に痕跡があらわれたなら、土壇、 張芝で表現する。
- v) 館をとりまく沢や斜面は、現在雑木林に覆われているが、館の形を表現するために、必要 最小限の伐木を行うほかは、原則として現状を維持する。なお、台地の植樹については、当 地方さらにこの丘陵の象徴的な樹種を選ぶ。
- vi) 古い道路は、調査によってその歴史性を明らかにし、歴史的な価値のあるものは、復元を 図る。

# ② 墳墓群

- i) 墳墓群は、ごく小さいもり上りがあるのみで、クマザサの中では見ることができない。クマザサは取り除き、芝によって形を表現する。
- ii) 墳墓群の中へは見学者を入れず、周囲から見るようにする。周囲は柵などは用いず、クマ ザサ自体が区域を限るような扱いをする。
- iii)上記のような墳墓群の整備は、すくなくとも遺跡の表現の上から墳墓群のすべてにわたって施す必要はない。クマザサの中に未知の墳墓群が新しく発見されたとしても、かなりの部分をクマザサに覆われたままにしておくことで、時の流れと遺跡の拡がりが表現されるからである。但し、クマザサの中に放置することが遺跡を破壊することになるとすれば、別の対策を考える必要がでてくる。

# 1-2 緑地保存区域

丘陵内の、上記修景計画区域以外の部分は、それ自身は史跡としてとくに重要というわけではないが、景観上重要な役割をもっており、たとえばもし現在の緑がはぎとられるようなことになると、館や墳墓群自身の価値が損われる。しかし一方、ここでは厳密な保存は不要であって「緑」が維持されればよい。そこで、この区域では、現状変更をみとめつつ、下記のような規制を行う。

- ① 必要な道路、利便施設等の整備を除いて現状維持を原則とし、大巾な景観の変更はさける。 クマザサなども、地区の特色を構成する要素であって、全部除去するといったことはすべきで はない。しかし、植樹や部分的な牧草地化などは景観を必ずしも破壊するものではなく、その 種の変化をみとめる。
- ② 逆に、伐木や建物の新設は、原則としてみとめるべきではない。やむをえぬ場合も景観上の影響を十分考慮した上にしなければならない。とくに宅地造成、採土は、近くからはもちろん、遠望景観をもいちじるしく損なうので、丘陵と集落とが接する部分では、緑を保護するためのなんらかの措置が必要である。
- ③ この種の規制には、道立自然公園条例による特別地域、都市計画法による風致地区の規制等が考えられる。(但し、前者は道立公園の指定、後者は都市計画の決定が前提となる。)

## 1-3 景観保全区域

さきにふれたように、歴史的環境としては、集落の雰囲気は重要である。とくに昔風なデザインの町なみをつくるといったことは必要でないが、最近しばしばみられるような、料亭まがいの異様なデザインの住宅などは、これは一般の集落でもさけたいが、ここではとくにさけたい。しかしこういうデザイン上の問題を条例などで規制するのは一般にむずかしい上に、この場合、それをあえて行うほど集落景観に意味があるわけではない。むしろ適切な指導・助言によって、落ち着いた町なみをつくることを目ざすのがよい。

## 2. 道 路

#### 2-1 車

車による接近は、国道228号線のほか、228号線から八幡牧野をぬけ、丘陵をまわって再び228号線へ出てくる道路とする。丘陵内の道路は舗装する。

#### 2-2 游歩道

- ① 丘陵内では、主要史跡である両館、華の沢の土塁、墳墓群および夷王山頂を相互に連絡する 遊歩道を設ける。
- ② 遊歩道は、原則として既存の道を活用し、それで不足の場合にのみ、新しい道路をつくる。 なお、既存の道が、ネット・ワークの上から必要でない場合でも、歴史的にみて意味のある道 ならば、一つの遺構として表現する。
- ③ 勝山ですでに作られている遊歩道はこのまま利用するが、仕上げ等は再考する。
- ④ 丘陵外では、駅から丘陵まで(上国寺附近)の歩行者道路(歩行者専用路または側道)を整備する。実際には車でくるものが多いとおもわれるが、基幹的な交通手段として、鉄道駅を歩行者道路の起点とする。なお、歩行者道路網の中には、資料館をくみ入れる。すなわち、駅、資料館、二つの館は、歩行者道路で連絡する。

## 2-3 駐車場

- ① 主な駐車場の位置は、二つの館、夷王山南側、丘陵内自動車道路の中央附近、それに資料館、 休憩施設とする。
- ② 収容台数は、史跡の整備に伴って訪れる見学者数の予測にもとづかなければならないが、当面、各地点に乗用車10台分程度を想定し、夷王山南側に、予備的なスペースも含めて、20台分程度を考える。なお、主要休憩施設の駐車場規模は、施設の内容によってきめる。

## 3. 標識、案内板等

- 3-1 遺跡、伝説地等の位置を示す標識、そのための説明板、そこへの道筋を示す案内板等は、単に丘陵内のみでなく、町全体にわたって必要であるが、これらを、町全体で、一種ないし数種に統一する。いずれも雪を考慮した頑丈な構造のものが必要であるが、その上に、対象の性格からして単純で素朴なものとする。
- 3-2 伝説地や、すでに姿を消した遺跡(たとえば天の川の渡し場の跡など)を標識で示すことは、有効な保存手段の一つである。この種の標識は、単なる「しるし」でなく、石碑などの、文化財の「身代り」にふさわしい、重厚で永続性を感じさせるものを使う。なお、この種の標識は、デザインを統一するのではなく、むしろ文化財の性格を表現するような、独自のものとするのが望ましい。

## 4. 利便施設

- 4-1 利便施設として、休憩施設、水呑み場、便所等を設ける。
- 4-2 水呑み場、ベンチを含む休憩所を上国寺附近、夷王山南側、丘陵頂上(遊歩道沿い)に設ける。
- 4-3 休憩所は簡単なアズマヤとするが、上国寺附近のものは、もし可能なら、既存の民家の一部を利用するのが望ましい。なお「カドコの水」を水呑み場として整備する。
- 4-4 便所は、上国寺および夷王山南側の休憩所に設ける。
- 4-5 休憩所、便所は、いずれも、史跡地域にふさわしいデザインとし遊歩道沿いに集落側からみて目立たぬ位置をえらぶ。
- 4-6 夷王山南側の2つの既存の便所は、このまま使用することとするが、周りに植樹を施し、目立たぬようにする。
- 4-7 以上のほか、より設備のととのった独立の休憩施設や、資料館と一体となった休憩施設を設ける。

#### 5. その他

- 5-1 すでにのべたように、丘陵以外にも丘陵周辺、道道江差木古内線沿いには、多くの伝説地や地域の歴史を語る史跡が多い。これらについても、史跡の性格に見合った保存・整備措置が必要である。それに関連して、道道9号線沿いにも、歩行者道路を考慮する。
- 5-2 鉄道を利用する来訪者のために、駅に貸自転車を置く。
- 5-3 史跡地域としての丘陵に隣接した八幡牧野を、食事の提供も含めて、観光施設の一つとして活用することを考慮する。

史跡勝山・花沢館跡を含む史跡地域整備構想図

